

平成 2 2 年第 2 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期6月11日 ～ 6月24日：14日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
6月11日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第1号～第4号 3. 承認第1号・第4号～第6号 4. 議案第30号～第33号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
6月12日	土	休 会		
6月13日	日	休 会		
6月14日	月	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第1号・第4号～第6号 3. 議案第30号～第33号 [委員会付託・質疑・討論・採決]
6月15日	火	休 会	委員会	
6月16日	水	休 会	委員会	
6月17日	木	開 議 午 前 9時30分	委員会	1. 承認第2号・第3号 2. 議案第34号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
6月18日	金	休 会	委員会	
6月19日	土	休 会		
6月20日	日	休 会		
6月21日	月	休 会	委員会	
6月22日	火	休 会	委員会	
6月23日	水	休 会	委員会	
6月24日	木	開 議 午前10時		1. 議案第30号～第32号・第34号 2. 意見書案第10号～第14号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 2 回 中 間 市 議 会 定 例 会

平 成 2 2 年 6 月 1 1 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から3月11日、24日、26日、4月5日、13日、23日、28日、5月7日、21日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成21年度10月分～1月分 |
| (2) 病 院 事 業 会 計 | 平成21年度10月分～2月分 |
| (3) 水 道 事 業 会 計 | 平成21年度12月分～2月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から3月26日、4月23日、6月1日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 下 水 道 課 | 平成20年度、平成21年度 |
| (2) 選挙管理委員会事務局 | 平成20年度、平成21年度 |
| (3) 総 務 課 | 平成21年度 |
| (4) 生涯学習課 | 平成21年度 |
| (5) 小 学 校 3 校 | 平成21年度 |

3. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長から5月31日付で受領した。

記

- (1) 中間市土地開発公社
- ・平成21年度中間市土地開発公社事業会計決算書及び決算審査意見書
 - ・平成22年度中間市土地開発公社事業計画書及び収入支出予算書

4. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記の繰越明許費繰越計算書を市長から5月31日付で受領した。

記

- (1) 平成21年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書

5. 地方公営企業法第18条の2第1項の規定により、下記の継続費繰越計算書を市長から5月

20日付で受領した。

記

(1) 平成21年度中間市水道事業会計継続費繰越計算書

(意見書の提出)

平成22年3月26日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

(1) 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

(2) 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

(3) 核兵器の廃絶と恒久平和の実現を求める意見書

(4) 日米間におけるF T A（自由貿易協定）に関する意見書

平成22年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成22年 6月11日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成22年 6月11日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会 期 の 決 定
- 日程第 2 同意案第1号 監査委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第2号 教育委員会の委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第3号 公平委員会の委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 同意案第4号 公平委員会の委員の選任について
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第7～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第30号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第31号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第32号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第33号議案 中間市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番	中家多恵子君	2 番	藤本 利彦君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	吉田 孝君	総務部長	成光 嘉明君
市民部長	白尾 啓介君	保健福祉部長	藤井 紀生君
福祉事務局長	溝口 悟君	建設産業部長	三島 秀信君
教育部長	小島 一行君	上下水道局長	永野 博之君
市立病院事務長	行徳 幸弘君	消防長	一田 健二君
総務課長	柴田精一郎君		
総合まちづくり課長			松尾 壮吾君
財政課長	高橋 洋君	課税課長	山下 守君
介護保険課長	山本 信弘君	健康増進課長	木森 光彦君
土木管理課長	後藤 哲治君	都市整備課長	中嶋伊佐雄君
教育総務課長	一田 和彦君	営業課長	有川 善博君
監査委員事務局長			赤木 良一君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成22年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から6月24日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は14日間と決しました。

日程第2. 同意案第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第1号監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の監査委員であります吉田秀樹氏の任期が本年6月30日をもって満了いたします。つきましては、中間市の財務管理、経営管理その他行政運営に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省

略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第1号はこれに同意することに決しました。

日程第3. 同意案第2号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第3、同意案第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

同意案第2号教育委員会の委員の任命について提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会の委員でありました迫本義男氏が本年3月31日をもちまして辞任いたしましたことから、当該委員の補欠の委員といたしまして教育行政に高い識見を有しておられます板井涼一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により前任者の残任期間であることから、平成25年12月31日までとするものでございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第2号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子君	2 番	藤本 利彦君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	9 番	掛田るみ子君
10 番	草場 満彦君	11 番	中尾 淳子君
12 番	古野 嘉久君	13 番	上村 武郎君

1 4 番 井上 久雄君

1 5 番 山本 慎悟君

1 6 番 堀田 英雄君

1 7 番 片岡 誠二君

1 8 番 下川 俊秀君

1 9 番 米満 一彦君

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成16票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第2号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 同意案第3号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、同意案第3号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第3号公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

中間市等公平委員会の委員としてご貢献いただいていた成清龍太郎氏が、去る3月22日にご逝去されました。成清氏のご功績に感謝申し上げますとともに、心からご

冥福をお祈り申し上げます。

成清氏のご逝去に伴い公平委員に欠員が生じたことから、補欠の委員として人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に優れた識見を有しておられます杉野貴人氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、同条第10項ただし書きの規定により、前任者の残任期間となりますことから、平成24年6月30日までとするものでございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第3号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....			
1 番	中家多恵子君	2 番	藤本 利彦君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	9 番	掛田るみ子君
10 番	草場 満彦君	11 番	中尾 淳子君
12 番	古野 嘉久君	13 番	上村 武郎君
14 番	井上 久雄君	15 番	山本 慎悟君
16 番	堀田 英雄君	17 番	片岡 誠二君
18 番	下川 俊秀君	19 番	米満 一彦君
.....			

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中家多恵子さん及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成17票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第3号については、これを同意することに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時16分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5．同意案第4号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、同意案第4号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第4号公平委員会の委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本市の公平委員であります日高英男氏の任期が本年6月21日をもちまして満了いたします。つきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより同意案第4号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号はこれに同意することに決しました。

日程第6. 承認第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、承認第1号の専決処分を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、専決処分といたしましたので、ご報告いたします。

本市の固定資産評価審査委員会の委員としてご貢献いただいております成清龍太郎氏
がご逝去されました。固定資産評価審査委員会の委員におきましては、当該委員が欠けた
場合は、地方税法第423条第4項の規定により、遅滞なく補欠の委員を選任しなければ
ならないとされており、なお、議会が閉会中の場合においては、議会の同意を得ないで補
欠委員を選任することができるとされております。

また議会の同意を得ず選任した場合においては、同条第5項の規定により、選任後の最
初の議会において、事後の承認を得なければならないとされております。このようなこと
から、補欠の委員として竹内稔氏を選任する専決処分をいたしましたことから、議会の承
認を求めるものでございます。

なお、委員の任期につきましては、同条第6項ただし書きの規定により、前任者の残任
期間となりますことから、平成24年6月21日までとするものでございます。ご審議の
ほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております専決処分に対する質疑は、6月14日の本会議で行いま
すので、ご了承をお願いいたします。

日程第7. 承認第4号

日程第8. 承認第5号

日程第9. 承認第6号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、承認第4号から日程第9、承認第6号までの専決処分3件を一括議題
といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第４号から承認第６号までは、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本年３月３１日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、同法の施行日が４月１日及び６月１日でありましたことから、３月３１日付で専決処分といたしましたものでございます。

改正の主な内容につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、市税条例の改正でございますが、１点目は、６５歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金に係る所得割額を加算して一括徴収できることとするものでございます。

２点目は、市税条例で引用しております法律名の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、都市計画税条例の改正でございますが、地方税法の改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税条例の改正でございますが、１点目は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の４７万円から５０万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の１２万円から１３万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

２点目は、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した場合において、失業者の保険税が過重な負担とならないようにする観点から、前年の給与所得を１００分の３０とみなし、税額を算定する特例措置を創設するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております専決処分３件に対する質疑は、６月１４日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１０．第３０号議案

日程第１１．第３１号議案

日程第１２．第３２号議案

日程第１３．第３３号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１０、第３０号議案から、日程第１３、第３３号議案までの条例改正４件を一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第３０号議案から第３３号議案まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第30号議案中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、関係条例において必要な事項等を定めるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、育児休業等を行うことができる職員の条件の改正でございます。配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず育児休業等を行うことができるようになるものでございます。

また、配偶者の産休中の職員の初の育児休業取得における再育児休業の取得、また夫婦交互の育児休業の取得にかかわらず、一定期後の再取得の緩和が挙げられます。

3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務内容により超過勤務の制限が新設されるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第31号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するものでございます。

主な改正についてご説明いたしますと、1点目は、たばこ税の税率を現行1,000本につき3,298円から4,618円に引き上げるものでございます。

2点目は、住民税における扶養者を把握するため、給与支払者及び年金支払者は、市に対して給与所得者及び年金受給者の扶養控除申告書を提出しなければならないとするものでございます。

3点目は、今回の地方税法の改正に伴い、本条例中に引用しております条文の整備を行うものでございます。

なお、主な改正規定の施行日でございますが、たばこ税の税率引き上げに係る改正は本年10月1日から、扶養控除申告書に係る改正は平成23年1月1日から施行することといたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第32号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年5月19日に医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、同日に施行されたことに伴い、改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険法において短期被保険者証の交付等に関する事項、広域化等支援方針等に関する事項などが改正されております。詳しく申し上げますと、国民健康保険の保険料の滞納により被保険者証を返還した世帯主に、被保険者

資格証明書を交付する場合において、その世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、保険者は当該被保険者に対しては有効期間を6カ月とする被保険者証を交付すること、また保険料を滞納している世帯主に交付する被保険者証について定める特別の有効期間は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに係る被保険者証については、6カ月以上としなければならないとするものでございます。

このような制度等の改正に伴い、同法において条項等の整理が行われておりますことから、本条例においても改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第33号議案中間市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月19日に道路交通法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、70歳以上の高齢者、身体に障害がある方、聴覚に障害がある方または妊娠中もしくは出産後8週間以内の方で、公安委員会から専用場所駐車標章の交付を受けた方につきまして、標章車専用の標識が掲示されている駐車区間に駐車することができる高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されたことにより、道路交通法において違法駐車等及び駐車施設の定義規定が改正されたものでございます。

本条例においても、これらの定義規定を設けていることから、法律と同様に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は6月14日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第14．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第14、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において藤本利彦君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 藤 本 利 彦

議 員 下 川 俊 秀